

法令上の制限①

都市計画法(前半)

都市計画区域・都市計画

○×式確認問題 【問題】

* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域等を指定するもので、一の市町村及び都府県の区域を越えて指定されることはない。
- 2 準都市計画区域は、近い将来、都市計画区域の指定が予定されるところに指定されるわけではないので、のちに、都市計画区域になることはない。
- 3 都市計画区域については、無秩序な市街化を防止し、経過k的な市街化を図るため、都市計画に必ず市街化区域と市街化調整区域との区分を定めなければならない。
- 4 高度地区では、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、少なくとも建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度等を定めなければならない。
- 5 第二種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域で、その都市計画には、種類、位置等のほか、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)及び建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(建蔽率)を定めることとされている。
- 6 市街地開発事業は、市街化区域内において、一体的に開発し、または整備する必要がある土地の区域について定めるものであるもので、区域区分が定められていない都市計画区域内においては定めることができない。

- 7 都市施設は、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう定めることとされており、都市計画区域内全域においてのみ定めることができる。
- 8 市街化区域においては、少なくとも用途地域並びに道路、公園及び上下水道を定めるほか、住居系の用途地域については、義務教育施設をも定めなければならない。
- 9 準都市計画区域に定めることのできる地域地区は、用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域・高度地区・高度利用地区・景観地区・風致地区・緑地保全地区・伝統的建造物群保存地区の9つに限られる。
- 10 特定用途制限地域は、用途地域に重ねて指定される。